

別表

1 基準額	2 対象経費
<p>施設単位ごとに次の算式で算出された額</p> <p>基本単価(※1)×各月初日時点の利用児童数×月数</p> <p>※1 基本単価</p> <p>副食費のみ 450円</p> <p>主食費及び副食費 750円</p>	<p>アとイの差額に12を乗じたものに令和4年4月から令和5年3月の初日利用児童数の平均を乗じた額</p> <p>ア 以下の算式により算出された額</p> <p>令和4年4月分から令和5年3月分の給食材料費総額(外部委託、外部搬入による給食提供費用を含む。以下同じ。)から保護者負担相当額(※2)を除いた額÷12÷各月の利用児童数平均</p> <p>イ 以下の算式により算出された額</p> <p>令和3年4月分から令和4年3月分の給食材料費総額から保護者負担相当額を除いた額(※2)÷12÷各月の利用児童数平均</p> <p>※2 保護者負担相当額</p> <p>3歳未満児 7,500円×初日の利用児童数の平均</p> <p>3歳以上児 施設による主食費と副食費の徴収額の計×初日の利用児童数の平均</p> <p>※3 「3歳未満児」とは、満3歳に対する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいい、「3歳以上児」とは、3歳未満児以外の児童をいう。</p>